

税のお知らせ

8月の納税等

村県民税／第2期
 保育料／8月分
 納期限／8月31日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
 納付は便利な口座振替をご利用ください。

住民税申告に対するQ&A

Q 村県民税の申告について通知が届きました。どうしたらいいですか？

「私は昨年収入がありません。それでも、何か手続きは必要ですか。」

A 収入がなくても申告が必要ですよ。

「非課税か課税かの判断をするために、申告は必要です。所得証明書や非課税証明書を必要とされる方は住民税申告をしない」と証明書の発行ができません。

証明書が必要な時にすぐ発行できない場合がありますので、前もって申告をしていただくことをお勧めします。

パート収入に対するQ&A

Q 村県民税はいくらの収入から課税されますか？

「私の昨年の収入はパートで98万円あり、その他の収入はありません。」

せん。パート収入が103万円を超えない限り、税金は非課税になると聞いていたが、今年の6月に村県民税の納税通知書が自宅に送られてきました。どうしてでしょうか。」

A 93万円を超えると課税されます。

「あなたの前年の給与所得は、給与収入98万円ー給与所得控除額65万円＝給与所得33万円となります。村県民税は、扶養親族等がない場合、前年の合計所得金額が28万円(給与収入93万円)を超えるると均等割額が課税されます。あなたの合計所得金額は33万円ですから均等割額が課税され、納税通知書をお送りいたしました。また、税金がかからない103万円という基準は、所得税の場合です。」

収入 (所得換算後)	所得税	村県民税	
		所得割額	均等割額
93万円以下 (28万円以下)	非課税	非課税	非課税
93万円超100万円以下 (28万円超35万円以下)			課税する 場合がある
100万円超103万円以下 (35万円超38万円以下)			
103万円超141万円未満 (38万円超76万円未満)	課税する 場合がある	課税する 場合がある	課税する 場合がある
141万円以上 (76万円以上)			

問合せ先

総務部税務課

個人事業税第一期分の納税をお忘れなく

個人事業税の第一期分の納期限は8月31日(月)です。
 8月中旬に県から納税通知書をお送りしますので、最寄りの銀行、農協、漁協、ゆうちょ銀行(ゆうちょ銀行代理店の郵便局を含む)などの金融機関若しくはコンビニエンスストア(納付書の納付金額が30万円以下のものに限る)または県税事務所で納付してください。

なお、Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付することもできますので、ぜひご利用ください。(ただし、領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等(ゆうちょ銀行及び郵便局を除く)の窓口で納付してください。)

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もありますので、ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。(ただし、手続きの時期によっては、第二期分からの取扱いとなる場合があります。)

問合せ先

西尾張県税事務所
 県民税・事業税第二グループ
 ☎(0586)4513169
 (ダイヤルイン)
 ホームページ
<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>



けいさつだより 飛島村内犯罪状況 (27年6月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
6月	2	0	0	0	1
1~6月	3	0	0	1	1
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
6月	2	0	2	0	0
1~6月	4	1	3	0	4
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
6月	0	0	0	2	
1~6月	6	1	0	7	